

1.福岡市地域防災計画

災害対策基本法に基づく計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について定めるものであり、同法第42条に基づき、必要な修正を行っている。

今回、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、内容の充実を図るもの。

2.本編の主な修正項目

○公的備蓄物資の拡充（資料3：12頁）

- ・令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所の衛生環境確保のため、簡易トイレや弾性ストッキングなどの公的備蓄を拡充する。

○デジタル技術の活用（資料3：13、20、28頁）

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用する。

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う修正（資料3：14頁）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類感染症に変更となったことに伴い、自宅療養者に関する情報共有規定を削除する。

○市民への情報伝達（資料3：20、21、23頁）

- ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・情報取得に係る施策の推進（電話やFAXによる緊急情報の提供について、重度障がい者等に限定していたものを避難情報が入手困難な者に拡大）

○多様な主体と連携した支援（資料3：29頁）

- ・災害ボランティアセンターの設置予定場所の明確化
- ・災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、生活再建等のための必要な施策を行う。

3.その他

- ・時点修正及び表現の適正化等